

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて
1．新町において交通安全推進協議会を設置するとともに、交通安全計画を策定する。
2．公共交通機関については、当面現行のとおりとする。
3．交通災害共済制度については、新町においても引き続き実施する。
4．チャイルドシート関係事業については、合併時に廃止する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	交通関係事業
調整方針	1. 新町において交通安全推進協議会を設置するとともに、交通安全計画を策定する。 2. 公共交通機関については、当面現行のとおりとする。 3. 交通災害共済制度については、新町においても引き続き実施する。 4. チャイルドシート関係事業については、合併時に廃止する。		

区分	現 況				調整内容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
交通安全対策	[弓削町交通安全推進協議会] 【事業概要】 ・交通事故の防止に関する事項 ・交通安全の指導育成に関する事項 ・交通安全の広報宣伝に関する事項 ・交通安全施設の設置に関する事項 ・交通危険箇所の改善に関する事項 ・その他交通安全の保持に関し必要と認める事項	[生名村交通安全推進協議会] 【事業概要】 同 左	[岩城村交通安全推進協議会] 【事業概要】 同 左	[魚島村交通安全推進協議会] 【事業概要】 同 左	合併後に再編 交通安全推進協議会については、新町において新たに組織を整備し、交通指導員については、新町において15人以上で調整する。報酬額は統一し、活動は当面現行に準じ、順次調整する。
	[交通指導員] 【概要】 年間を通じて、年3回の交通安全期間中に街頭指導、シートベルト着用指導、シートベルト着用率調査、町内における小学校における交通教室、高齢者を対象にした交通教室の実施、町内各種行事における交通整理	[交通指導員] 【概要】 年間を通じて、街頭指導、シートベルト着用指導等を行う。	[交通指導員] 【概要】 ・岩城駐在所と月2回の村内巡回監視活動 ・春・秋の運動期間中の街頭監視活動 ・駅伝大会、桜まつりの交通整理活動 ・小・中学校の交通安全教室や高齢者交通講習会	[交通指導員] 【概要】 年間を通じて、年4回の交通安全期間中の街頭指導、シートベルト着用指導、村内における保育所、小学校における交通教室、高齢者を対象にした交通教室等の実施	
	【人数】 8人 【任期】 2年（ただし、再任を妨げない。）	【人数】 3人 【任期】 1年（ただし、再任を妨げない。）	【人数】 2人（4人以内） 【任期】 2年（ただし、再任を妨げない。）	【人数】 【任期】	
[交通安全施設] 【概要】 町内危険箇所には、カーブミラー、視線誘導施設などが設置してある。	[交通安全施設] 【概要】 村内危険箇所には、カーブミラーなどが設置してある。	[交通安全施設] 【概要】 ・村道へのカーブミラーの新設・更新を年間2～3基程度整備。 ・県道への交通安全施設整備に関しては、環境土木緊急処理事業の活用により、ガードレール等の設置要望ができる。 ・交通標識・表示の設置は、伯方警察署交通課に要望を上げる。 ・道路障害物の撤去は、道路管理担当課が処理する。	[交通安全施設] 【概要】 村内危険箇所には、カーブミラー、キャッチングフラッシャー、視線誘導施設などが設置してある。	合併後に統合 安全協会の再編と併せて新町において調整する。	
[交通安全関連団体] 【事業概要】 ・年3回の全国交通安全運動期間中の街頭指導 ・小中学校での交通安全教室への協力 ・カーブミラーの設置・清掃 ・駅伝大会等各種行事での交通整理	[交通安全関連団体] 【事業概要】 ・年3回の全国交通安全運動期間中の街頭指導 ・カーブミラーの設置・清掃	[交通安全関連団体] 【事業概要】 ・春の交通安全祈願祭 ・車両保有者からの車両会費報酬 ・カーブミラーの清掃・補修・新設 ・街頭監視活動 ・のぼり旗の掲示 ・小・中学校交通教室	[交通安全関連団体] 【事業概要】 ・カーブミラーの清掃・補修・新設 ・村道周辺の草刈 ・小中学校での交通安全教室への協力	合併後に統合 交通安全協会支部の再編については、伯方本部と各支部で協議する。事務局についても協会内で極力対応してもらおうとする。	

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	交通関係事業
調整方針			

区分	現 況				調整内容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	への協力		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者交通講習会 ・反射タスキの頒布助成 ・本部発行の月間機関紙を全戸配布 ・啓発広報(無線放送・広報紙・チラシ) ・交通功労者、優良運転者の表彰推薦 		
公共交通機関	<p>【弓削町有自家用自動車運行业務】</p> <p>【使用バス】</p> <p>57人乗りバス (1号車)</p> <p>29人乗りバス (2号車 スクールバス)</p> <p>53人乗りバス (8号車)</p> <p>18人乗りバス (つるかめ)</p> <p>【運行行路】</p> <p>1・8号車 久司浦～佐島線</p> <p><1日19便 日曜・祝祭日11便></p> <p>つるかめ 江尻・鎌田線</p> <p>大谷・狩尾線</p> <p><1日4便 水曜日のみ5便、日曜・祝祭日・年末年始は運休></p> <p>【運行時間】</p> <p>始発 午前 7時30分 (役場前発)</p> <p>終便 午後 5時43分 (久司浦発)</p> <p>久司浦～佐島線</p> <p>始発 午前 8時20分 (弓削港発)</p> <p>終便 午前11時40分 (弓削港発)</p> <p>江尻・鎌田線/大谷・狩尾線</p>	<p>【生名村公営渡船運航業務】</p> <p>【使用船舶】</p> <p>いきな 146t</p> <p>たていし (予備船) 144t</p> <p>【運航航路】</p> <p>生名村深浦～因島市長崎 (立石港) (土生港)</p> <p><1日49往復></p> <p>【運航時間】</p> <p>始発 午前 6時00分 (立石港発)</p> <p>終便 午後10時40分 (土生港発)</p>	<p>【岩城村福祉バス運行业務】</p> <p>【使用バス】</p> <p>29人乗りバス (15号車)</p> <p>37人乗りバス (スクールバス)</p> <p>29人乗りバス (マイクロバス)</p> <p>【運行行路】</p> <p>島内一週 (岩城港発着)</p> <p><1日7便></p> <p>【運行時間】</p> <p>始発 午前 7時30分 (岩城港発)</p> <p>終便 午後 4時30分 (岩城港発)</p>	<p>【魚島村船舶運航業務】</p> <p>【使用船舶】</p> <p>ニューおしま</p> <p>マリンスター (借上げ代船)</p> <p>【運航航路】</p> <p>魚島～高井神～豊島～弓削～因島 (魚島港) (土生港)</p> <p><1日4往復></p> <p>【運航時間】</p> <p>始発 午前 7時00分 (魚島港発)</p> <p>終便 午後 7時22分 (土生港発)</p>	<p>存続</p> <p>現行のとおりとし、新町において検討する。</p>
交通災害共済	<p>【概要】</p> <p>愛媛県市町村交通災害共済組合に加入し、掛金を送金することにより、日本国内で交通事故による災害を受けた場合に、災害見舞金を支給する。</p> <p>【共済掛金】</p> <p>1人年額 一般 600円</p> <p>中学生以下 250円</p> <p>【共済期間】</p> <p>4月1日～翌年3月31日</p> <p>【災害見舞金】</p> <p>医師の治療実日数により、1等級(1,000千円)～10等級(10千円)</p>	<p>【概要】</p> <p>同 左</p> <p>【共済掛金】</p> <p>同 左</p> <p>【共済期間】</p> <p>同 左</p> <p>【災害見舞金】</p> <p>同 左</p>	<p>【概要】</p> <p>同 左</p> <p>【共済掛金】</p> <p>同 左</p> <p>【共済期間】</p> <p>同 左</p> <p>【災害見舞金】</p> <p>同 左</p>	<p>【概要】</p> <p>同 左</p> <p>【共済掛金】</p> <p>同 左</p> <p>【共済期間】</p> <p>同 左</p> <p>【災害見舞金】</p> <p>同 左</p>	<p>合併後に統合</p> <p>新町においても共済組合へ加入することとし、申請受付、掛金徴収方法等は新町において調整する。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	交通関係事業
調整方針			

区分	現況			調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	
チャイルドシート 購入費補助		<p>【概要】 道路交通法において着用が義務付けられているチャイルドシートを購入する村民に一定の条件のもと購入費の一部を負担する。</p> <p>【対象物件】 安全基準適合チャイルドシート</p> <p>【助成金額】 購入経費の1/2(100円未満切捨)で10,000円上限</p>	<p>【概要】 乳幼児の命を守るとともに、保護者の負担軽減を図る。 対象は、6歳未満児をもつ保護者で1世帯あたり1台とする。</p> <p>【貸し出し物件】 ベビーシート及びチャイルドシート</p> <p>【使用料】 年額1,200円(月割り100円)</p>	<p>合併時に廃止 合併時に廃止する。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	交通関係事業
調整方針	資 料		

交通関係事業の取扱いに関する法令	先進事例
<p>【交通安全対策基本法】</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の利用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（地方公共団体の責務）</p> <p>第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p> <p>（道路等の放置者等の責務）</p> <p>第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（住民の責務）</p> <p>第十条 住民は、国及び地方公共団体が実施する交通の安全に関する施策に協力する等交通の安全に寄与するように努めなければならない。</p> <p>（施策における交通安全のための配慮）</p> <p>第十一条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として交通の安全に寄与することとなるように配慮しなければならない。</p> <p>（市町村交通安全対策会議）</p> <p>第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。</p> <p>3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。</p> <p>（市町村交通安全計画等）</p> <p>第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。</p> <p>2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。</p> <p>3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p>	<p>さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>交通対策事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。 放置自動車対策等については、合併後速やかに統一を図る。</p> <p>東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 交通安全計画については、合併後速やかに策定する。 愛媛県市町村交通災害共済制度については、合併後も引き続き実施する。 放置自転車対策については、野村町の例により新市に引き継ぐ。 その他の交通安全対策推進事業については、合併時に調整する。 <p>重信町川内町合併協議会 <東温市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕</p> <p>(1) 交通関係事業 新市において、交通安全対策会議を設置し、交通安全計画を策定する。 各種団体については、新市において組織を統合した上で、継続して支援を行う。 各種事業については、新市においても継続して実施する。</p> <p>(2) 防犯関係事業 各種団体については、新市において組織を統合した上で、継続して支援を行う。 各種事業については、新市においても継続して実施する。</p> <p>宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 <宇和島市；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 宇和島市、北宇和郡 吉田町、三間町、津島町〕</p> <p>交通安全事業については、次のとおり調整を図るものとする。 交通安全推進協議会等及び交通安全指導員については合併時に統合し、交通安全啓発事業については新市において策定する。 交通安全施設については、現行のとおりとする。 交通災害共済事務については、合併時に統一する。</p> <p>4 市町村長は、必要があると認めるときは、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。</p>